

別表第2（建築物）

特定施設	建築物整備基準	技術的細目
ア 出入口	(ア) 高齢者、障がい者等が通行することができる通路に面すること。 (イ) 高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。 (ウ) 居室の出入口の幅は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。	(1) 避難階における主たる出入口は、次に定める構造とする。 ア 出入口幅（引き戸を設ける出入口にあつては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあつては建具の厚み等を勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。）は、90センチメートル（床面積の合計が500平方メートル以下の建築物にあつては、80センチメートル）以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ前後に平坦な部分を設けること。 ウ 車いす使用者が通過する際に、支障となる段を設けないこと。 エ 出入口付近に、高齢者、障がい者等が利用することができる設備がある旨の標識（国際シンボルマーク）を標示すること。 (2) 別表第1(1)エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アの用途に供する建築物における前号の出入口に玄関ドアがある場合は、次に定める構造とすること。 ア 玄関ドアは可能な限り自動開閉式とすること。 イ 玄関ドアの前後に車いすの転回に必要な水平スペースを設けること。 ウ 誘導鈴又は音声により視覚障がい者を誘導する装置を玄関付近に設けること。 (3) 案内設備（「受付又は案内板等」をいう。以下同じ。）を設けること。案内板等のみを設ける場合は、触知図案内板（建築物の室、施設、設備等の配置等を表示した案内板で、点字及びすべての人に配慮した表示がなされているものをいう。以下同じ）並びに常時建築物を管理する者が勤務する場所まで連絡することができるインターホン（視覚障がい者が円滑に利用することができるものに限る。）を設けること。 (4) 前号の規定については、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあつては、この限りでない。 (5) 別表第1(1)エ及び(4)アの用途に供する建築物は、避難階における主たる出入口付近に、案内板及び触知図を設けること。 (6) 避難階における出入口（第1号に定める出入口を除く。）、居室の出入口及び駐車場に通ずる出入口のそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、幅を80センチメートル（駐車場に通ずる出入口において、第1号の規定により90センチメートル以上としなければならない場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ前後に平坦な部分を設けること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 別表第1(1)エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アの用途に供する建築物における扉等の仕様は、アからウに定めるもののほか、扉の前後に戸の開閉、進入を行うに必要なスペースを確保すること。
イ 廊下等	(ア) 高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。 (イ) 車いす使用者が転回することができる部分を設けること。	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 廊下は、区間50メートル以内ごとに、車いす使用者が転回することができるスペースを設けること。ただし、当分の間、延長が25メートルを超える廊下で、避難階又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものにあつては、幅及び奥行きがそれぞれ140センチメートル以上の部分を、当該廊下の末端から10メートル以内及び区間50メートル以内ごとに設けること。（共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。） (4) 別表第1(1)イ、エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アの建築物における当該用途の利用者の用に供する廊下には、手すりを設けること。 (5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉

		して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。また、戸の有効幅は、80センチメートル以上とすること。 (6) 高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路又は段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものに限る。以下同じ。）を設けること。 (7) 段を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ア 回り段としないこと。 イ 特定施設ウ【階段】技術的細目第2号から第8号までに定める構造とすること。 ウ 80センチメートル程度の高さに、手すりを設けること。 (8) 特定施設コ【敷地内の通路】技術的細目第2号の通路を設けた出入口から案内設備に至る経路は、次に定める構造とすること。 ア 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、床面積の合計が500平方メートル以下の建築物に高低差のある玄関を設ける場合で、常時設置している可動式の傾斜路を設けるとし又はインターホン等（視覚障がい者等が円滑に利用することができるものに限る。）を設けた上で、車いす使用者を誘導することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない。 イ 床面に誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを適切に組み合わせて敷設したもの又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けたものとする。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内については、線状ブロック及び点状ブロックの敷設は、この限りでない。 ウ イについては、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。
ウ 階 段	高齢者、障がい者等が利用することができるものとすること。	(1) 回り階段としないこと。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 段鼻は、次に定める構造とすること。 ア 色調、明度、仕上げ等について、踏面及び蹴上げと区別することができるものとする。 イ 滑りにくく、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (4) 階段の昇り口、降り口の手すりには点字による階数表示及び昇り降り表示を行うこと。ただし、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 (5) 別表第1(1)エ及び(4)アの用途に供する建築物において、エレベーター等の代替設備がない場合は、階段の両側に手すりを設けること。 (6) 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 (7) 前号の規定は、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物（老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置が講じられたものに限る。）その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 (8) 第6号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 近接する段がある部分と連続して手すりが設けられた踊場（段の上端では45センチメートル以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45センチメートル以上延長したもの。）。イ 磁気等を活用して振動その他の方法により段の存在を事前に視覚障がい者が確認できる装置を設けた踊場。 (9) 80センチメートル程度の高さに手すりを設けるとともに、手すりは連続させること。

エ 傾 斜 路	高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。	(1) 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。 ア 幅を 120 センチメートル（床面積の合計が 500 平方メートル以下の建築物にあっては、90 センチメートル）以上とすること。 イ 勾配を 12 分の 1（高低差が 10 センチメートル未満の場合は、8 分の 1）以下とする。 ウ 手すりを設けること。ただし、高さが 16 センチメートル以下の傾斜路（別表第 1 (1)イ、エからカまで（オ及びカについては主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。）及び(4)アに規定する建築物を除く。）にあっては、この限りでない。 エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 オ 傾斜路とその前後の廊下等の色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できること。 カ 高さ 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 キ 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 ク キの規定は、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 ケ キの規定は、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない（廊下等に設ける傾斜路については、踊場を廊下等に読替えるものとする。）。 (ア) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場。 (イ) 高さ 16 センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場。 (ウ) 近接する傾斜がある部分と連続して手すりが設けられた踊場（傾斜路の上端、下端から 45 センチメートル以上の水平部分を設けたもの。）。 (エ) 磁気等を活用して振動その他の方法により傾斜の存在を事前に視覚障がい者が確認できる装置を設けた踊場。 コ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
オ エ レ ベ ー タ ー	(ア) 高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 (イ) 次に掲げる建築物にあっては、エレベーターを設けること。ただし、不特定かつ多数の者及び多数の者の利用に供する部分が一の階のみにあり、かつ、その階が避難階にあるもの、その他施行規準で定めるものを除く。 ①別表第 1 (1) 及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる規模の建築物 ②別表第 1 (3)から(9)に掲げる建築物で床面積が 2,000 平方メートル以上のもの。 ③上記①及び②に掲げる建築物に付属する別棟の一般公共の用に供	(1) 1 以上のエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 イ かごの大きさは、次の (ア) から (ウ) までに定めるところによること。ただし、当分の間、かごの出入口が複数あるエレベーターで、次の①から③までに定める構造のものを設けた建築物を除く。 ①かごの内のり幅を 95 センチメートル以上とし、内のりの奥行きを 135 センチメートル以上としたもの。 ②かごが二の階のみに停止するもの。 ③かご内の利用者に音声により出入口の戸の開閉を通報する装置を設けたもの。 (ア) 建築物整備基準 (イ) ①及び②（共同住宅を除く）に掲げる建築物にあっては、11 人乗り（間口 140 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。ただし、床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の建築物にあっては、13 人乗り（間口 160 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。 (イ) 共同住宅（独立して設置するグループホームを含む。）の用途に供する建築物にあっては、9 人乗り（間口 105 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。 (ウ) 建築物整備基準 (イ) ③に掲げる建築物にあっては、11 人乗り（間口 140 センチメートル、奥行き 135 センチメートル）以上とすること。 ウ 乗降ロビーに、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有するものをいう。）を設けること。 エ かご内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板中央あたりに、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤（従たるものにあっては、(イ) に掲げる装置を除く。）を設けること。 (ア) かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに、戸の開閉時間を延長することができる機能を有する行先ボタン。 (イ) 呼びボタン付きのインターホン。

	する駐車場（車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分が避難階のみにあるものを除く。）	オ かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を、可能な限り低い位置から設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターにあっては、凸面鏡を設けること（二の階に停止する場合は、この限りでない。）。 カ かごの出入口に、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。 キ かご内の専用の操作盤又は背面板に、専用のかごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設けること。 ク かご内の左右両面の側板に、手すりを設けること。 ケ 視覚障がい者に配慮し、一般用の乗場ボタン及びかご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンは、押し込みボタンとすること。ただし、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。 コ 次に掲げる表示を点字により行うこと。ただし、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。 （ア）一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示。 （イ）かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示。 サ 次に掲げる案内装置を設けること。ただし、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。 （ア）乗降ロビーの利用者に、到着するかごの昇降方向を表示する装置及びそれを音声により知らせる装置。ただし、二の階のみに停止する場合は、この限りでない。 （イ）かご内の利用者に音声により昇降方向、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を通報する装置。 シ 乗降ロビーの一般用の乗場ボタンの前の床面には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。ただし、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物（老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置を講じられたものに限る。）その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 ス 複数のエレベーターを群管理等で制御する場合、視覚障がい者に配慮し、この項に定める福祉エレベーター以外のエレベーターについて、ケからサまでの設備を設けること。ただし、乗場ロビーに敷設している点状ブロックの前にある一般用の乗場ボタンを押した場合に必ず、福祉エレベーターが着床する場合は、この限りでない。 セ かご内の一般用の主たる操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。 ソ かご及び昇降路の出入口の戸のガラス等をはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができる構造とすること。 タ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きを、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。
カ エ ス カ レ ー タ ー	視覚障がい者等が利用することができるものとする。	（1）エスカレーターを設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア 階段状のエスカレーターにあっては、階段の周囲の部分と明度差のある縁取りを行うこと。 イ くし板と踏段（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下「踏段等」という。）の境界には、明度差を設ける等により、くし板と踏段等を容易に区別することができるものとする。 ウ 昇降口に音声により昇降又は移動の方向等を通報する装置を設けること。 エ 昇降口のライディングプレートの手前 30 センチメートル程度の位置に、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 オ ウ及びエについては、学校、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物（老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置が講じら

		れたものに限る。) その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。
キ 一般便所	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとする。	(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。(床面積の合計が 500 m²以上の建築物にあっては、便所を階数分の箇所数設けること。) ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の客室に設けるもの及び共同住宅の用途に供する建築物の住戸又は寄宿舎の用途に供する建築物の個室に設けるものを除く。 (2) 各便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 (3) 男女とも各便所に 1 以上の洋風便器を設けること。 (4) 各便所の出入口には、男女の別をピクトサイン等(点字付、可能な限り音声付)により標示すること。 (5) 1 以上の便所は、次に定める構造及び設備を有するものとする。 ア 出入口の付近には、便房等の配置及び和式、洋式の別を示した触知図案内板を設けるとともに、その前の床面に警告を標示する点状ブロックを敷設すること。ただし、学校、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム又は保育所、幼稚園の用途に供する建築物にあっては、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変えること等の措置が講じられたものに限る。) その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 イ 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第 1 号に定める構造の傾斜路を設けること。 ウ 1 以上の小便器は、床置きその他これに類する形状のものとするとともに、手すりを設けること。 エ 1 以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。 オ 別表第 1 (1) イ、エからキまで及び(4)アの用途に供する建築物における 1 以上の洗面器又は手洗器には、前面及び両側に手すりを設けること。
キ 車いす対応便房	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとする。	(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する車いす対応便房を 1 以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)設けること。(床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物にあっては、車いす対応便房を必要数以上設けること。) ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の客室に設けるもの及び共同住宅の用途に供する建築物の住戸又は寄宿舎の用途に供する建築物の個室に設けるものを除く。 ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第 1 号に定める構造の傾斜路を設けること。 イ 1 以上の小便器は、床置きその他これに類する形状のものとするとともに、手すりを設けること。 ウ 1 以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。 エ 1 以上の洗面器又は手洗器は、ひざが下に入る空間を設けるなど、車いす使用者が円滑に利用できるものとする。 オ 便房内は、次に掲げる構造及び設備を有すること。 (ア) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。 (イ) 出入口の幅を 85 センチメートル以上とすること。 (ウ) 出入口をアコーディオン形式以外の引き戸(構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸)とすること。 (エ) 洋風便器を設けること。 (オ) 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設けること。 (カ) 便座に腰掛けたまま手の届く位置で操作できる靴べら式、光感知式、リモコン式等による大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。 (キ) ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。 (ク) 車いす使用者も利用することができるよう高低 2 箇所に、衣服を掛けるための金具等を設けること。 (ケ) 施錠装置は容易に操作できるものとし、外側からも合鍵等で開けられるようにすること。 (コ) 外側に「使用中」の表示ができるようにすること。 (サ) 別表第 1 (1) イ、エからカまで(オ及びカについては高齢者、身体障がい者が利用するものに限る。) 及び(4)アの用途に供する建築物にあっては、外部に連絡できる非常用ボタンを設けるとともに点字表示をすること。

		(シ) 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。 (ス) 文字書きにより「車いす使用者用トイレ」と表示するとともに点字表示をすること。 (2) 車いす対応便房のある一般便所の出入口は、次に定める構造とすること。 ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路を設けること。 イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難であり、かつ、車いす使用者が当該便所に直進のまま出入することができる場合にあっては、80センチメートル以上とすることができる。 ウ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 (3) 車いす対応便房は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。
キ オ ス ト メ イト 対 応 便 房	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとする。	(1) 次のア、イに掲げるものについては、オストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している人）のために、(2)に定める構造及び設備を有する便房を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。 ア 別表第1(1)又は(2)に掲げる建築物で、床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200平方メートル以上の集会室があるものに限る。）。 イ 次に掲げる特別特定公共物の施設内に存する建築物のうちいずれかの建築物。 ○ 遊園地、動物園及び植物園（都市公園に設けられた公園施設であるものを除く。）。 (2) 次に定める構造及び設備を有すること。 ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路を設けること。 イ 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。 ウ フラッシュバルブ式汚物流しを設けること。 エ 給湯設備を設けること。 オ 荷物を置くための棚その他の設備を設けること。 カ 水石入れを設けること。 キ 紙巻器を設けること。 ク 汚物入れを設けること。 ケ 衣服及び腸洗浄用カテーテル等を掛けるための2以上の金具等を設けること。 コ 介護ベッドを設けること（長さ120センチメートル以上のベッドで、大人のおむつの交換をすることができるものに限る。）。 サ 出入口の付近に当該設備を設置している旨を標示するとともに点字表示をすること。
キ 乳 幼 児 用 い す 及 び ベ ッド	高齢者、障がい者等をはじめすべての人が利用することができるものとする。	(1) 次のア、イに掲げるものについては、1以上の一般便所又は車いす対応便房（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）に、(2)に定める構造及び設備を設けること。 ア 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が1,000平方メートル（公衆便所にあっては、50平方メートル）以上のものに限る。） 一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十 公衆便所 イ 次に掲げる特別特定公共物の施設内に存する建築物のうちいずれかの建築物。 ○ 遊園地、動物園及び植物園（都市公園に設けられた公園施設であるものを除く。）。

		(2) 次に定める構造及び設備を有すること。 ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路を設けること。 イ 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。 ウ 乳幼児を座らせることができるいす等を設置した便房を1以上設けること。 エ 乳幼児のおむつ替えができるベッドを1以上設けること。 オ 出入口付近には、当該設備を設置している旨を標示するとともに点字表示をすること。
ク 授乳場所等	乳幼児に係る授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。	(1) 次のア、イに掲げるものについては、(2)に定める構造及び設備を有する場所を1以上に設けること。 ア 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）。 一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 イ 次に掲げる特別特定公共物の施設内に存する建築物のうちいずれかの建築物。 ○ 遊園地、動物園及び植物園（都市公園に設けられた公園施設であるものを除く。）。 (2) 次に定める構造及び設備を有すること。 ア 出入口は、特定施設ア【出入口】技術的細目第6号に定める構造とすること。 イ 洗面器又は流し台を設けること。 ウ 授乳用のいす、乳幼児用のベッド及び汚物入れを設けること。 エ 出入口の付近には、この項に定める構造の場所である旨を標示するとともに点字表示をすること。
ケ 附属する駐車場	附属する駐車場（一般公共の用に供するものに限る。）には、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。	(1) 建築物に附属する駐車場（一般公共の用に供するものに限る。）を設ける場合は、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を次に掲げる場合の区分に応じて定めた数以上設けること。ただし、自動車の駐車のために供する部分を20以上設ける場合は、当該駐車することができる部分のうち1以上は、車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。 ア 駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 駐車場に設ける駐車施設が200を超える場合、駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (2) 前号の車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分は、次に定める構造とすること。 ア 利用する施設に最も近く、可能な限り風雨に影響されない位置に設けること。 イ 建築物の出入口に通ずる障がい者等が通行することができる通路（車路を含む。）に面することとし、当該通路は、特定施設コ【敷地内の通路】技術的細目第2号、第5号及び第6号に定める構造とすること。ただし、主たる出入口以外の出入口幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 幅を350センチメートル以上とすること。 エ 床面又は地面は水平とすること。 オ 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。 カ 必要に応じ、進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。
の コ 敷地内	(ア) 高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。 (イ) 別表第1(1)エ及び(4)アの建築物における	(1) 敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 段を設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 段鼻は、色調、明度、仕上げ等について、踏面及び蹴上げと区別することができる

	主たる出入口が面する通路のうち1以上の通路は、歩行者と車両を可能な限り分離し、歩行者の安全を確保すること。	できるものとする。 (ウ) 滑りにくく、かつ段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 勾配を12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は8分の1）以下とすること。 (イ) 高さが16センチメートルを超えかつ勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (ウ) その前後の通路との色の明度差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする。 (2) 避難階における主たる出入口から道路等に通ずる1以上の通路は、第1号の規定によるほか次に定める構造の通路を設けること。 ア 幅員は120センチメートル（床面積の合計が500平方メートル以下の建築物にあっては、当分の間、90センチメートル）以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 50メートルを超える場合は、区間50メートル以内ごとに、車いす使用者が転回することができるスペースを設けること。 エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、前後に高低差がないこと。また、戸の有効幅は、90センチメートル以上とする。 オ 高低差がある場合には、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路又は段差解消機を設けること。ただし、地形の特殊性により当該傾斜路又は段差解消機を設けることが著しく困難である場合であつて、避難階における主たる出入口から道路等（当該建築物の車寄せ）に至る車路を設けるときにあっては、この限りでない。 (3) 主たる出入口に設ける通路のうち1以上の通路は、誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを組み合わせで敷設したもの又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けたものとする。ただし、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物、駐車場及び自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が敷地の利用上支障となる建築物においてインターホン等（視覚障がい者が円滑に利用することができるものに限る。）を設けた上で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。 (4) 主たる出入口に通ずる敷地内の通路の次に掲げる部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 ア 車路に接近する部分。（前号ただし書きに該当するものを除く。） イ 段がある部分、傾斜がある部分の起点及び終点。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (ア) 前号のただし書きに該当するもの。 (イ) 勾配が20分の1を超えない傾斜路 (ウ) 勾配が12分の1を超えずかつ高さが16センチメートルを超えない傾斜路 (エ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等（段等の上端では45センチメートル以上水平に延長、下端では段鼻等から斜め部分を含めて45センチメートル以上延長したもの。） (5) 第2号の通路を横断する排水溝の蓋は、杖、車いすのキャスター等が落ちないものとする。 (6) 段を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ア 回り段としないこと。 イ 特定施設ウ【階段】技術的細目第2号から第8号に定める構造とすること。 ウ 80センチメートル程度の高さに、手すりを設けること。
ワ ー サ ー 室 等	浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。	(1) 次に定める構造の浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室を1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の客室に設けるもの及び共同住宅（独立して設置するグループホームを除く。）の用途に供する建築物の住戸又は寄宿舍の用途に供する建築物の個室に設けるものを除く。 ア 出入口は、特定施設ア【出入口】技術的細目第6号に定める構造とすること。ただし、浴室又はシャワー室に附属する脱衣室の出入口にやむを得ず段差を設け

		る場合で、特定施設エ【傾斜路】技術的細目第1号に定める構造の傾斜路（常時設置されている可動式のものを含む。）を設けるとき、又はインターホン等を設置した上で、障がい者等を介助することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない。 イ 高齢者、障がい者等が円滑に移動を行うため必要な位置に手すりを配置すること。 ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ シャワー室を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者が利用することができるシャワー用の区画を1以上設けること。 （ア）出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 （イ）車いす使用者が転回することができる広さを有すること。 （ウ）座ったままで操作することができるレバー式の水栓及びシャワーを設けること。 （エ）シャワーチェアを設けること。 オ シャワー室に附属する脱衣室には、次に定める構造の車いす使用者が更衣するための区画を1以上設けること。 （ア）出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 （イ）車いす使用者が転回することができる広さを有すること。 （ウ）ベンチ及び棚を設けること。						
シ 客 席	建築物の固定席の客席には、車いす使用者が利用することができる部分を設けること。	（1）建築物の固定席の客席には、次に掲げる車いす使用者が利用することができる構造及び設備を有する部分を設けること。 ア 床は、平坦とすること。 イ 視線を確保すること。 ウ 転落するおそれがある場合は、柵等を設けること。その場合、車いす使用者が同行者と共に快適に過ごせるよう、その空間には配慮すること。 エ 次の表に定める数以上とすること。 <table><tr><td>客席の数</td><td>車いす使用者が利用することができる部分</td></tr><tr><td>400 席以下のもの</td><td>2</td></tr><tr><td>401 席超のもの</td><td>当該座席数に 200 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数は切り上げる）</td></tr></table> オ 車いす使用者が利用することができる部分 1 につき、幅を 90 センチメートル以上とし、奥行きを 135 センチメートル以上とすること。 （2）車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち、1以上の通路の幅は、120 センチメートル以上とすること。 （3）車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。 ア 幅を 120 センチメートル以上とすること。 イ 勾配を 12 分の 1 以下とすること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	客席の数	車いす使用者が利用することができる部分	400 席以下のもの	2	401 席超のもの	当該座席数に 200 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数は切り上げる）
客席の数	車いす使用者が利用することができる部分							
400 席以下のもの	2							
401 席超のもの	当該座席数に 200 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数は切り上げる）							
ス 客 室	ホテル又は旅館の用途に供する建築物には、車いす使用者が利用することができる客室を設けること。	（1）ホテル又は旅館には、客室の総数が 50 以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。車いす使用者用客室は、次に定める洋室の構造とすること。 ア 出入口は、特定施設ア【出入口】技術的細目第 6 号に定める構造とすること。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ ベッド及び出入口の周辺並びに便所、洗面所及び浴槽又はシャワーを 1 の室内に設ける場合にあっては、その室は、車いす使用者が円滑に移動し、及び転回することができる広さを有すること。 エ ベッドは、車いすから容易に乗り移ることができる高さとし、壁等からベッドの 1 の側面までは、140 センチメートル以上とすること。 オ 特定施設キ【車いす対応便所】技術的細目第 1 号エ（ア）から（シ）までに定める構造の便所を設けること。 カ レバー式又は光感知式による水栓のついた洗面器を設けるとともに、洗面器の下部には、車いす使用者が円滑に洗面器を利用するために必要な空間を設けること。						

		キ 浴室には、手すりを適切に配置した浴槽又はシャワーを設けるとともに、座ったまま利用することができるレバー式の水栓又はシャワーを設けること。
セ 防火戸	防火戸（建築物の外壁の開閉部に設けるもののうち、屋外への出口以外のものを除く。）は、車いす使用者が通過することができるものとする。	（１）防火戸にあつては、出入口幅（くぐり戸付きの防火戸にあつては、当該くぐり戸の出入口幅）は、80センチメートル以上とすること。 （２）車いす使用者が通過する際に、支障となる段を設けないこと。
ソ 避難口誘導灯	自動火災報知設備を設置する建築物に設ける避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものとする。	（１）点滅・音声付避難口誘導灯は、屋内から直接地上へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に設置すること。ただし、共同住宅（独立して設置するグループホームを除く。）、寄宿舎又は駐車場の用途に供する建築物を除く。 （２）避難口から誘導する方向に設けられている自動火災報知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅・音声誘導機能が停止すること。
タ 記載台又は受付カウンター	2以上の者が利用することができる記載台又は受付カウンターを設置する場合にあつては、当該記載台又は受付カウンターは、車いす使用者が利用することができるものとする。	（１）1以上又は1人以上の記載台又は受付カウンターは、次に定める構造とすること。ただし、車いす使用者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 高さは、75センチメートル程度を標準とし、かつ、記載台又は受付カウンターの下部には、車いす使用者がこれらを円滑に利用するために必要な空間を設けること。
チ 公衆電話等	公衆電話及びこれを設置する場所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。	（１）電話機は、点字による表示及び音量調整機能の付いたものとする。 （２）1以上の電話台の下部には、車いす使用者が電話機を円滑に利用するために必要な空間を設けること。 （３）前号の電話台を電話ボックスの中に設置する場合は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとする。
ツ 現金自動預払機等	2以上の現金自動預払機又は現金自動支払機を設置する場合にあつては、当該現金自動預払機又は現金自動支払機及びこれらを設置する場所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。	（１）1の事業者が2以上の現金自動預払機又は現金自動支払機を設ける場合は、その1以上の現金自動預払機又は現金自動支払機は、次に定める構造とすること。 ア 現金自動預払機又は現金自動支払機は、視覚障がい者が円滑に利用することができるよう、ボタンを押し込みボタンとし、並びに点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。 イ 下部には、車いす使用者がこれらを円滑に利用するために必要な空間を設けること。ただし、車いす使用者が横向きで現金自動預払機又は現金自動支払機を利用することができるよう十分な空間を設けた場合にあつては、この限りでない。 （２）視覚障がい者に配慮した現金自動預払機又は現金自動支払機には、避難階の主たる出入口から誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを敷設すること。ただし、音声による誘導装置を設けたもの、又は案内設備としての触知図に位置を表示したものはこの限りでない。
テ 案内標示	誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックの敷設その他高齢者、障がい者等をはじめすべての市民に配慮したわかりやすい案内標示を行うこと。	（１）誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックの形状は、次のとおりとする。 ア 大きさは、30センチメートル角とする。 イ ブロックの形状は、JIS T 9251とする。 ウ 色は、黄色（周辺の路材又は床材との対比を考慮して、明度差、輝度比等が十分に確保されない場合にあつては、その他の色で明度差、輝度比等を十分に確保することができるもの。）とする。 （２）線状ブロックと点状ブロックを組み合わせる敷設する箇所は、道路等（特定施設コ【敷地内の通路】技術的細目第2号オのただし書き適用の場合は、当該建築物の車寄せ）から案内設備までとする。

		(3) 点状ブロックの敷設箇所は、次のとおりとする。 ア 段、階段、傾斜路の起点及び終点（幅一杯に敷設） イ エレベーターの乗場の視覚障がい者が使用する一般ボタンの前の床面（2枚敷設） ウ エスカレーター昇降口（幅一杯に敷設） エ 一般便所の触知図案内板の前の床面（2枚敷設） (4) 点状ブロックの敷設位置は、次のとおりとする。 ア 道路等に接する点状ブロックは、道路等に可能な限り接するように敷設する。 イ 扉の前に敷設する点状ブロックは、扉から30センチメートル程度とする。ただし、開き戸の場合は、扉が開いた時に当たらない位置に敷設すること。 ウ 段、階段、傾斜路は、手前30センチメートル程度に敷設する。 エ エスカレーターの場合は、ランディングプレートの手前30センチメートル程度に敷設する。 オ 受付等、触知図案内板の手前30センチメートル程度に敷設する。 (5) 高齢者、障がい者等が利用することができる設備の案内標示を必要とする部分は、次のとおりとする。 ア 建築物の主たる出入口、エレベーター（国際シンボルマーク） イ 附属する駐車場（国際シンボルマーク） ウ 階段手すりの点字表示 エ 建築物の概要を示す触知図案内板及び受付等に設けるインターホンの使用方法を示す点字表示。（すべての人にわかるように墨字での表示も必要） オ 便所 （ア）触知図案内板（一般の人が分かるように墨字で表現が必要） （イ）和式、洋式の別 （ウ）男女の別を示すピクトサイン（点字併記、可能な限り音声付） （エ）車いす対応便所の表示（だれでも利用可と点字併記） （オ）オストメイト対応便所の表示 カ 授乳場所の標示 (6) 国際シンボルマークは、車いす使用者だけを対象にしているのではなく、すべての障がい者を対象にしており、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。別のマークを使用する際には、国際シンボルマークと併用すること。 大きさは、10センチメートル角以上、45センチメートル角以下が望ましいと定められているが、駐車場の床面に標示するものは、他の運転者に配慮をお願いするので、床面のスペースにあった適当な大きさにすること。色については、特別な理由がない限り、濃いブルーと白又は黒と白を使用する。デザインは、細かく定められているが、シンボルマークに方向性があること（通常は車いす使用者が右に向いている）で、誤解を生じる恐れがある場合は、図柄を左右逆にするとは、認められている。
--	--	--